

県有地売却のご案内

令和6年度上期一般競争入札



九州ロゴマーク

九州

K Y U S H U

※九州各県と経済界が2018年に策定した「九州はひとつ」の理念を表すマークです

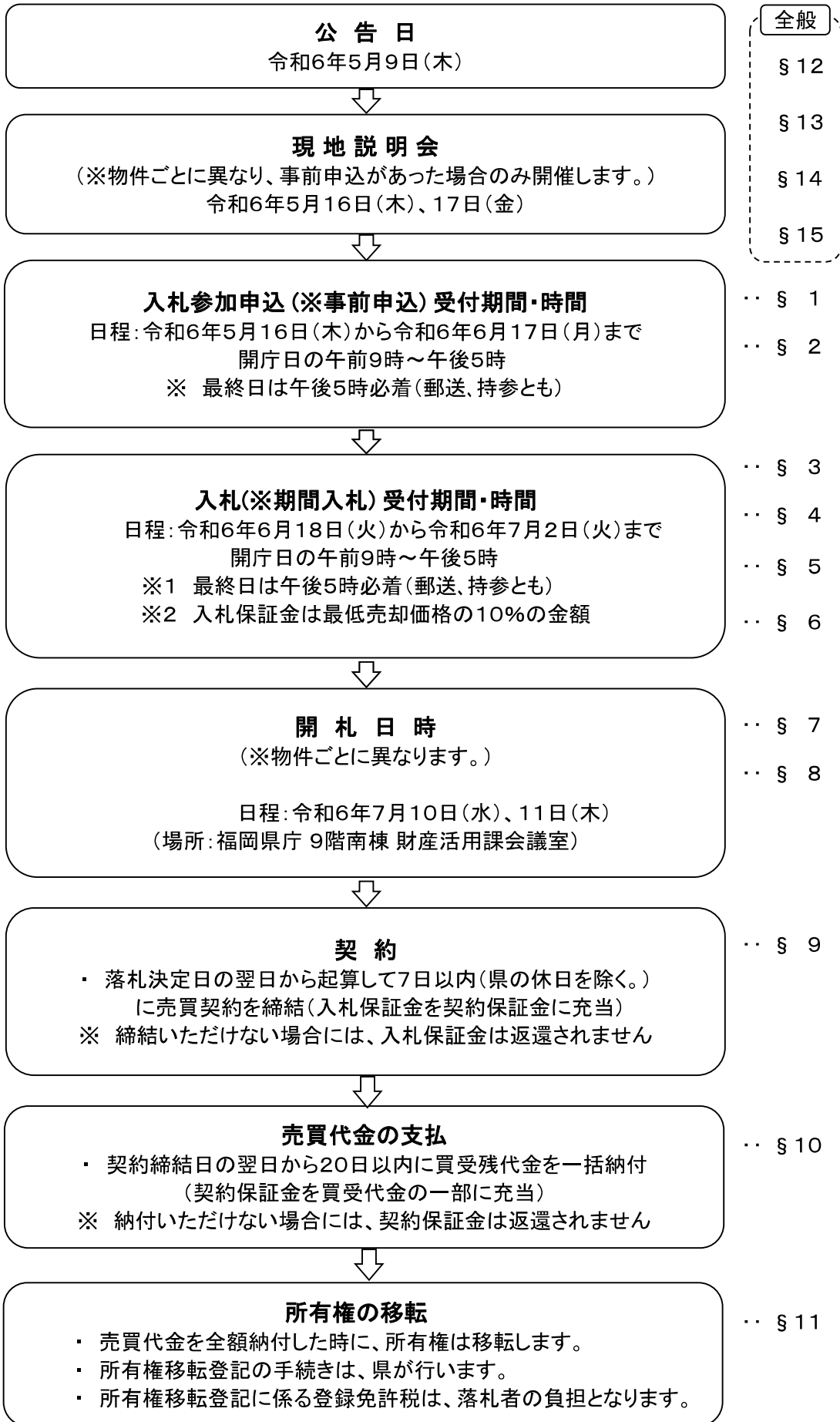
令和6年5月実施

福岡県総務部財産活用課

ご希望の物件を自分の目で確かめて、ぜひ入札にご参加ください。

入札の手続きは、担当者がご説明しますので心配無用です。

売却手続きの流れ



<福岡県HPのQRコード>



※各物件のさらなる詳細については、福岡県HP(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nyuusatsu.html>)をご覧ください。

物件番号	地区	所在及び地番	地目	土地			現地説明会(※)		開札		最低売却価格(円)
				公簿(m ²)	実測(m ²)	坪	日時	場所	日時	場所	
1	北九州	豊前市大字野田473番1	宅地	3,671.85	3,671.85	1,110	令和6年5月16日(木) 午前11時00分	現地	令和6年7月10日(水) 午前11時00分	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課	28,280,000
2		豊前市大字今市196番1	宅地	246.34	246.34	74	令和6年5月16日(木) 午後1時00分	現地	令和6年7月10日(水) 午後1時00分	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課	970,000
3	福岡	糟屋郡志免町志免東4丁目17番26	宅地	2,366.66	2,366.66	715	令和6年5月17日(金) 午前10時00分	現地	令和6年7月11日(木) 午前10時00分	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課	101,770,000
4	筑豊	直方市大字下境2532番3	宅地	2,809.26	2,809.26	849	令和6年5月17日(金) 午後1時30分	現地	令和6年7月11日(木) 午後1時00分	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課	25,600,000
5		直方市大字下境2532番5 外1筆	宅地	973.63	973.63	294		令和6年7月11日(木) 午後2時00分	現地	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課	9,710,000

(※)現地説明会については、事前に申込みがあった場合のみ開催します。希望される方は、現地説明会開催日前日(開札日の場合は、直近の開札日)の午後5時までに、福岡県財産活用課 公有財産係(092-643-3088)にご連絡ください。

目次

○ 入札物件の物件概要書、案内図及び明細図

物件1	物件概要書	1
〃	案内図及び明細図	2
物件2	物件概要書	3
〃	案内図及び明細図	4
物件3	物件概要書	5
〃	案内図及び明細図	6
物件4	物件概要書	7
〃	案内図及び明細図	8
物件5	物件概要書	9
〃	案内図及び明細図	10

○ 入札参加の手引き 11～

物件概要書（令和6年3月調査）

物件番号： 1

（物件の表示） 元築上地域農業改良普及センター 最低売却価格（予定価格） **28,280,000** 円

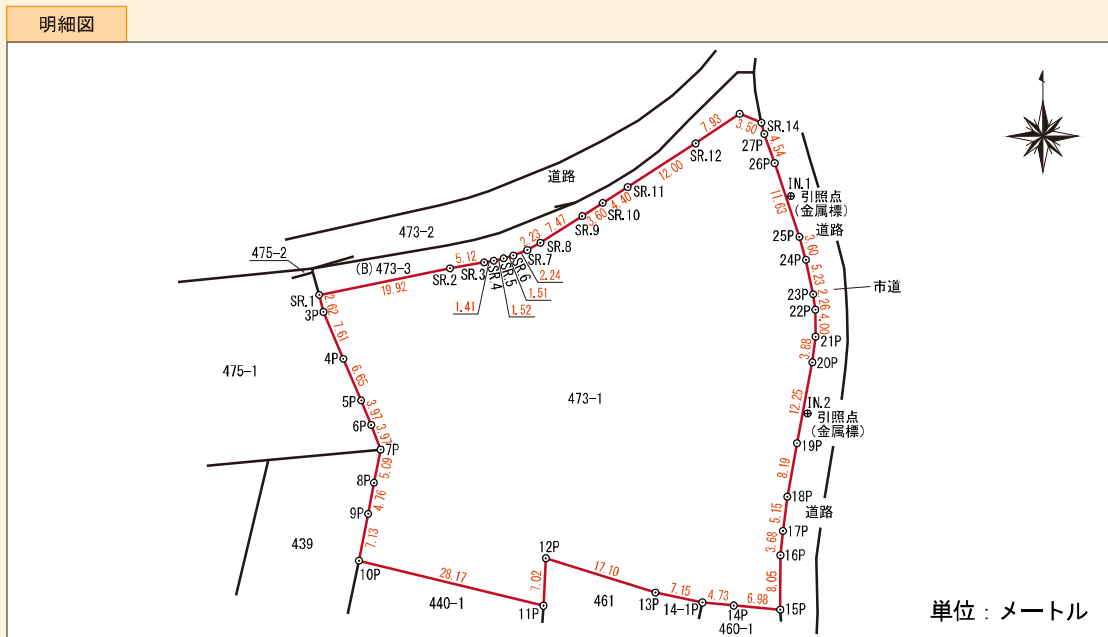
所在及び地番		地目	現況	公簿面積	実測面積	坪面積
豊前市大字野田473番1		宅地	更地	3,671.85 m ²	3,671.85 m ²	約 1,110 坪
合計1筆				3,671.85 m ²	3,671.85 m ²	約 1,110 坪
接面道路幅員及び接面状況		東側 幅員約5.7m～6.4mの市道に接面（建築基準法第42条第1項第1号道路）				
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域				
	用途地域	なし	建ぺい率	60%	指定容積率	200%
	高さ制限	—	最低敷地面積	—		
	その他	—				
文化財保護		周知の埋蔵文化財包蔵地外ですが、周辺で試掘実績がないため、建物の基礎工事前に試掘調査の有無を検討する必要があります。詳しくは、豊前市生涯学習課（代表電話番号：0979-82-1111）へお問い合わせください。				
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容	—	
		道路後退	無	負担の内容	—	
供給処理施設の状況	種別	配管等の状況			電話番号	
	電気	接面道路配線	有	九州電力株式会社行橋営業所		0120-639-453
	上水道	接面道路配管	有	豊前市役所上下水道課		（代表電話）0979-82-1111
	下水道	接面道路配管	無	—		—
	都市ガス	接面道路配管	無	—		—
交通機関（道路距離）	鉄道	JR日豊本線「宇島」駅 約2.8km				
	バス	豊前市バス「千束郵便局前」バス停 約500m 徒歩約7分				
公共機関等（直線距離）	市役所等	豊前市役所 物件の北東方 約1.8km				
	小学校	豊前市立 千束小学校 物件の南東方 約0.7km				
	中学校	豊前市立 千束中学校 物件の北東方 約1km				
近隣の状況	低層の一般住宅を中心として農家住宅、診療所、農地等が見られる地域					
特記事項 <ul style="list-style-type: none"> ・物件の引渡しは現状のままとします。 ・基礎杭（L=4m 53本、L=6m 3本）が残存しています。 ・敷地西側がやや低くなっています。 ・物件北東側にゴミ集積場があります。取り扱いについては、豊前市生活環境課（0979-82-8018）へお問い合わせください。 ・敷地西側及び南側に敷地内側溝があります。 ・物件東側の市道との間に道路側溝があります。占用許可を受けるには、豊前市建設課（代表電話番号 0979-82-1111）へお問い合わせください。 ・敷地南側の擁壁を扱う際には、隣接地所有者と協議を行ってください。 						

※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

※ 上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。

県が関知していない土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等の調査費用、撤去費用等は買受人の負担となります。

所在地	実測面積	物件番号
福岡県豊前市大字野田473番1	3,671.85 m ²	1



物件概要書（令和6年3月調査）

物件番号： 2

（物件の表示） 元築上保健所犬抑留所

最低売却価格（予定価格）

970,000 円

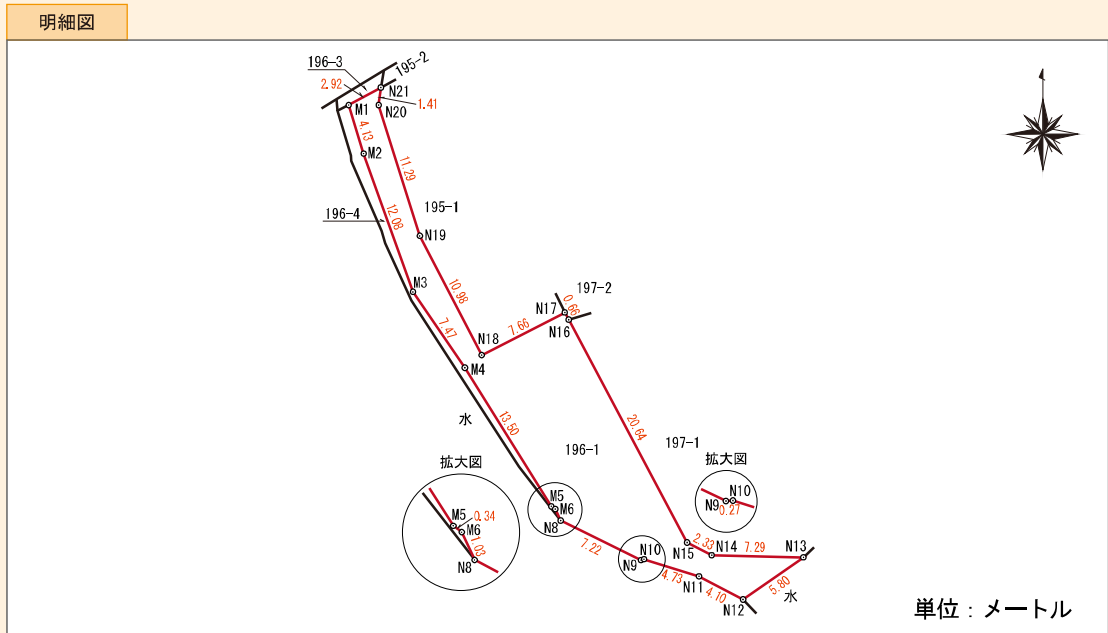
所在及び地番		地目	現況	公簿面積	実測面積	坪面積
豊前市大字今市196番1		宅地	更地	246.34 m ²	246.34 m ²	約 74 坪
合計1筆				246.34 m ²	246.34 m ²	約 74 坪
接面道路幅員及び接面状況		北西側 幅員約4.2mの市道に接面				
法令等に基づく制限	都市計画区域	都市計画区域				
	用途地域	第2種低層住居専用地域	建ぺい率	60%	指定容積率	100%
	高さ制限	12m	最低敷地面積	200%		
	その他	-				
文化財保護	周知の埋蔵文化財包蔵地（今市向野遺跡）の推定範囲内に所在していますが、試掘調査の結果遺跡の所在は確認されていません。ただし、試掘箇所以外に遺跡が残る可能性も皆無ではないため、開発の際は慎重に工事を行ってください。					
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容			
	道路後退	無	負担の内容			
供給処理施設の状況	種別	配管等の状況		電話番号		
	電気	接面道路配線	有	九州電力行橋営業所		0120-639-453
	上水道	接面道路配管	有	豊前市上下水道課		0979-82-8026
	下水道	接面道路配管	無	豊前市上下水道課		0979-82-8026
	都市ガス	接面道路配管	無	-		-
交通機関（道路距離）	鉄道	JR「宇島駅」から約1.5km 徒歩約19分				
	バス	豊前市バス「上町団地前」から約450m 徒歩6分				
公共機関等（直線距離）	市役所等	豊前市役所まで約700m 徒歩9分				
	小学校	千東小学校まで約1.6km 徒歩20分				
	中学校	千東中学校まで約1km 徒歩13分				
近隣の状況	中層の社宅、農地、未利用地の混在する既存の住宅地域					
特記事項 <ul style="list-style-type: none"> ・物件の引渡しは現状のままとします。 ・敷地北側の通路状部分に幅2m以下の部分があるため、建築基準法上の接道義務が満たせておらず、現状のままでは建物を建てるできません。 ・井戸の一部が地中に残存している可能性があります。 ・敷地南東側に法地を含みます。 ・敷地北東接道部分の擁壁を扱う際は、隣接者と協議をしてください。 						

※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

※ 上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。

県が関知していない土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等の調査費用、撤去費用等は買受人の負担となります。

所在地	実測面積	物件番号
福岡県豊前市大字今市196番1	246.34 m ²	2



物件概要書（令和6年3月調査）

物件番号： **3**

（物件の表示） 元志免教職員住宅 最低売却価格（予定価格） **101,770,000** 円

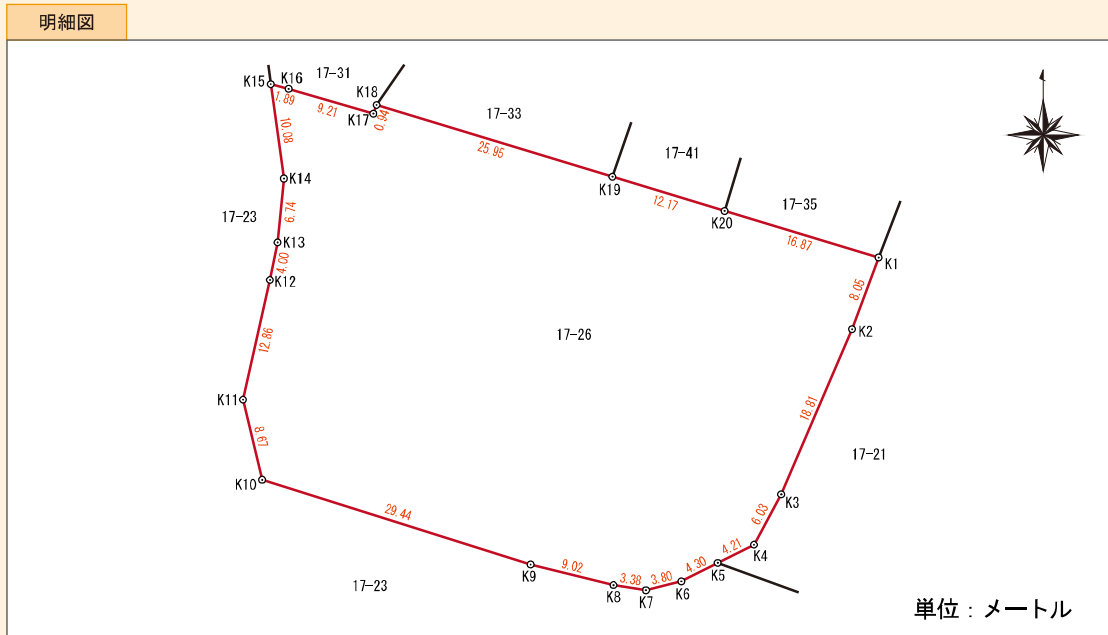
所在及び地番		地目	現況	公簿面積	実測面積	坪面積	
糟屋郡志免町志免東4丁目17番26		宅地	更地	2,366.66 m ²	2,366.66 m ²	約 715 坪	
合計1筆				2,366.66 m ²	2,366.66 m ²	約 715 坪	
接面道路幅員及び接面状況		東側 幅員約7.7mの町道に接面					
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域					
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	建ぺい率	60%	指定容積率	200%	
	高さ制限	第一種20m高度地区	最低敷地面積	—			
	その他	建築基準法第22条指定区域					
文化財保護		周知の埋蔵文化財包蔵地外					
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容	—		
		道路後退	無	負担の内容	—		
供給処理施設の状況		種別	配管等の状況		電話番号		
		電気	接面道路配線	有	九州電力福岡東営業所		0120-639-457
		上水道	接面道路配管	有	志免町上下水道課		092-936-1586
		下水道	接面道路配管	有	志免町上下水道課		092-936-1586
		都市ガス	接面道路配管	無	—		—
交通機関（道路距離）		鉄道	JR香椎線「須恵中央」駅 約1.2km				
		バス	西鉄バス「志免東中学校」停留所 徒歩約3分				
公共機関等（直線距離）		市役所等	志免町役場 物件の北西方 約1.8km				
		小学校	志免町立志免東小学校 物件の西方 約850m				
		中学校	志免町立志免東中学校 物件の南方 約100m				
近隣の状況		一般住宅を中心に共同住宅もみられる住宅地域					
特記事項 ・物件の引渡しは現状のままとします。 ・基礎杭が約70本残存しています。 ・敷地の一部に法面を含みます。 ・南側に樹木が1本残存しています。隣地である中学校との境界付近に生えているため、伐採等行う際は、志免町学校教育課と事前に協議を行ってください。 ・敷地北西側に雨水排水のための穴、汚水最終枘及び排水管が残存しています。							

※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

※ 上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。

県が関知していない土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等の調査費用、撤去費用等は買受人の負担となります。

所在地	実測面積	物件番号
福岡県糟屋郡志免町志免東4丁目17番26	2,366.66 m ²	3



物件概要書（令和6年3月調査）

物件番号： 4

（物件の表示） 元林光寺団地（3） 最低売却価格（予定価格） 25,600,000 円

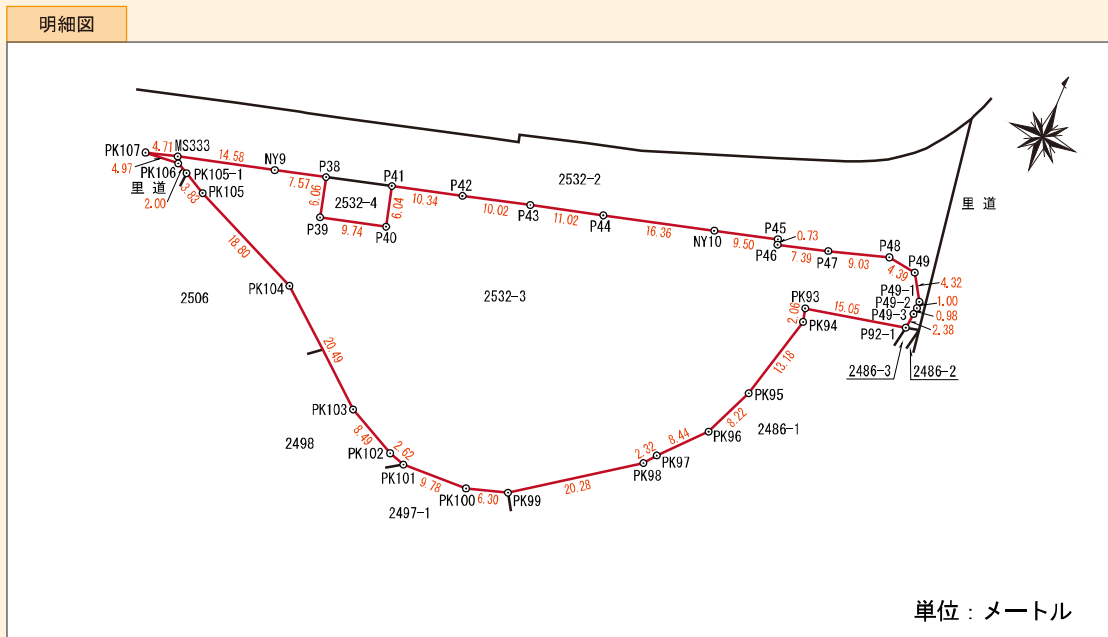
所在及び地番		地目	現況	公簿面積	実測面積	坪面積	
直方市大字下境2532番3		宅地	更地	2,809.26 m ²	2,809.26 m ²	約 849 坪	
合計1筆				2,809.26 m ²	2,809.26 m ²	約 849 坪	
接面道路幅員及び接面状況		北西側 幅員約9mの市道に接面 東側 幅員約5mの市道に接面					
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域					
	用途地域	①第一種中高層住宅専用地域 ②用途指定なし	建ぺい率	①60% ②70%	指定容積率	①②200%	
	高さ制限	—	最低敷地面積	—			
	その他	第一種中高層住宅専用地域は、建築基準法第22条区域。					
文化財保護		周知の埋蔵文化財包蔵地「下境遺跡群」内ですので、土地を扱う際には事前に直方市との協議が必要です。詳しくは、直方市教育委員会 文化・スポーツ推進課 社会教育係（0949-25-2326）へお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容	—		
		道路後退	無	負担の内容	—		
供給処理施設の状況		種別	配管等の状況		電話番号		
		電気	接面道路配線 有	九州電力株式会社飯塚営業所		0120-639-454	
		上水道	接面道路配管 有	直方市役所水道施設課		0949-25-2165	
		下水道	接面道路配管 無	直方市役所下水道課		0949-25-2199	
		都市ガス	接面道路配管 無	—		—	
交通機関（道路距離）		鉄道	平成筑豊鉄道伊田線「南直方御殿口」駅 約1.9km 徒歩24分				
		バス	直方市コミュニティバス「林光寺団地」バス停 徒歩1分				
公共機関等（直線距離）		市役所等	直方市役所 物件の北西方 約1.3km				
		小学校	下境小学校 物件の南方 約830m				
		中学校	直方第一中学校 物件の南方 約600m				
近隣の状況		戸建住宅を中心とした既成住宅地域					
<p>特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物件の引渡しは現状のままとします。 ・隣接地と高低差があるため、福岡県建築基準法施行条例第5条（がけ条例）に該当する可能性があります。具体的ななげ条例の適用範囲や利用制限等については、福岡県直方県土整備事務所 建築指導課（0949-22-5639）にお問い合わせください。 ・隣接地の樹木が県有地側に越境しています。 ・地中に従前建物の基礎杭が残存しています。 ・地中に従前の給水管が残存しています。 ・敷地南側の一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）に指定されています。 ・敷地内に電柱が1本あります。 							

※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

※ 上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。

県が関知していない土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等の調査費用、撤去費用等は買受人の負担となります。

所在地	実測面積	物件番号
福岡県直方市大字下境2532番3	2,809.26 m ²	4



物件概要書（令和6年3月調査）

物件番号： 5

（物件の表示） 元林光寺団地（4）

最低売却価格（予定価格） 9,710,000 円

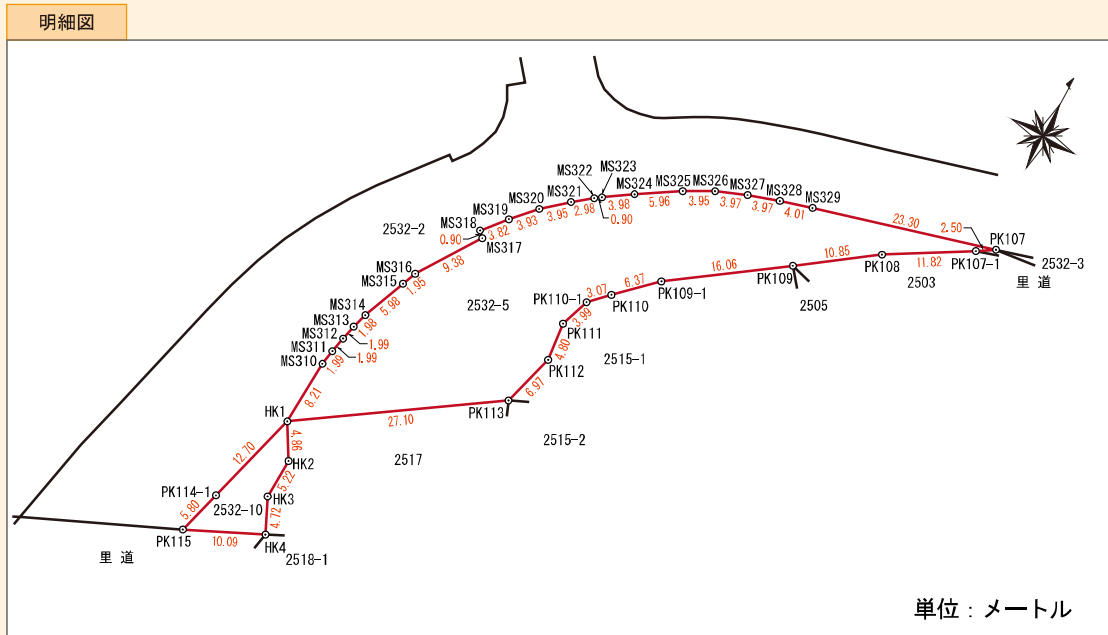
所在及び地番		地目	現況	公簿面積	実測面積	坪面積
直方市大字下境2532番5		宅地	更地	899.67 m ²	899.67 m ²	約 272 坪
直方市大字下境2532番10		宅地	更地	73.96 m ²	73.96 m ²	約 22 坪
合計2筆				973.63 m ²	973.63 m ²	約 294 坪
接面道路幅員及び接面状況		北西側 幅員約9mの市道に接面 南側 幅員約7mの市道に接面				
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域				
	用途地域	なし	建ぺい率	70%	指定容積率	200%
	高さ制限	—	最低敷地面積	—		
	その他	—				
文化財保護	周知の埋蔵文化財包蔵地「下境遺跡群」内ですので、土地を扱う際には事前に直方市との協議が必要です。詳しくは、直方市教育委員会 文化・スポーツ推進課 社会教育係（0949-25-2326）へお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容	—		
	道路後退	無	負担の内容	—		
供給処理施設の状況	種別	配管等の状況			電話番号	
	電気	接面道路配線 有	九州電力株式会社飯塚営業所		0120-639-454	
	上水道	接面道路配管 有	直方市役所水道施設課		0949-25-2165	
	下水道	接面道路配管 無	直方市役所下水道課		0949-25-2199	
	都市ガス	接面道路配管 無	—		—	
交通機関（道路距離）	鉄道	平成筑豊鉄道伊田線「南直方御殿口」駅 約1.8km 徒歩23分				
	バス	直方市コミュニティバス「林光寺団地」バス停 約100m 徒歩1分				
公共機関等（直線距離）	市役所等	直方市役所 物件の北西方 約1.3km				
	小学校	下境小学校 物件の南方 約780m				
	中学校	直方第一中学校 物件の南方 約580m				
近隣の状況	戸建住宅を中心とした既存住宅地域					
<p>特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物件の引渡しは現状のままとします。 ・隣接地と高低差があるため、福岡県建築基準法施行条例第5条（がけ条例）に該当する可能性があります。具体的ながけ条例の適用範囲や利用制限等については、福岡県直方県土整備事務所 建築指導課（0949-22-5639）にお問い合わせください。 ・隣接地の樹木が県有地側に越境しています。 <p>（2532番5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県所有のフェンスが隣接地に越境しています。当該フェンスの取扱いにあたっては、隣接者と協議してください。 ・敷地内に隣接地からの排水路が介在しています。 <p>（2532番10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界の一部については、筆界特定制度により筆界を特定しています。 						

※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

※ 上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。

県が関知していない土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等の調査費用、撤去費用等は買受人の負担となります。

所在地	実測面積	物件番号
福岡県直方市大字下境2532番5外1筆	973.63 m ²	5



§ 1 入札の参加資格等について

1. 次の事項に該当する方は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 個人又は法人の役員等（注）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者
また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 前記(2)～(4)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

注) 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

2. 入札者（契約者）は、前項に該当しない旨を記載した誓約書を提出しなければなりません。

【地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）より抜粋】

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。
- その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当り代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）より一部抜粋】

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2. 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6. 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

§ 2 入札参加申込（※事前申込）について

※配達（特定記録郵便など確実に書類が届く方法）又は持参により入札書類一式を提出してください。

※入札参加申込（事前申込）をされていない方は、入札にご参加できませんので、ご注意ください。

→入札参加申込（事前申込）をされた方には、入札に必要な書類一式を送付します。（§ 4-1 参照）

1. 入札参加申込に必要な書類（現地説明会及び請求により配布。）

個人…入札参加申込書、誓約書

法人…入札参加申込書、誓約書、役員一覧

※ 入札参加申込書及び誓約書に押印する印鑑並びにその後の売却手続きに押印する印鑑は、

全て同一の印鑑（法人の場合は代表者印（印鑑証明印）を押印すること。（§ 12 参照）

2. 入札参加申込 受付場所

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部財産活用課公有財産係（福岡県庁 南棟 9階 西側）

3. 入札参加申込 受付期間・時間

令和6年5月16日（木）～令和6年6月17日（月）

開庁日の午前9時～午後5時

※ 最終日は、午後5時必着（郵送・持参とも）

<留意事項>

- ・入札参加申込受付期間最終日の受付時間を過ぎて到達した入札参加申込は無効となります。
郵送による提出の場合は、早めの時期に特定記録など確実に書類が届く方法によりお送りください。
- ・「開庁日」とは、福岡県の休日を定める条例第1条に規定する休日（土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日～翌年1月3日）を除く日です。

§ 3 入札保証金について

1. 入札保証金の納付

入札に参加される方は、入札期間内に入札保証金の納付が必要です

<入札保証金の目的>

入札保証金は、落札者が契約を締結しない場合に、県に帰属するものであり、県が契約を締結すべき義務の履行を担保するものです。

<入札保証金の額>

入札保証金の額は、該当物件の**最低売却価格の100分の10の額**です。

※ 本物件の入札保証金の額は、表紙「物件の表示」中（入札保証金額）のとおり

※ 入札金額の100分の10の額ではありませんので、ご注意ください。

<入札保証金の納付方法>

次の方法のいずれかにより、入札参加者が金融機関にて事前に納付してください。

（1）銀行振込による納付（原則）

ア 振込先

振込口座については、入札参加申込（事前申込）をされた方に、入札に必要な書類一式を送付（§ 4-1. I 参照）するときにお知らせします。

イ 振込方法

銀行の窓口の利用・・・限度額はありません。

銀行のATM(通帳・キャッシュカード)・・・限度額がありますので、留意してください。

インターネットバンキングの利用・・・限度額がありますので、留意してください。

※ 納付後の領収書(窓口:「振込金受取書」等、ATM:「ご利用控」等)、インターネットバンキング:「振込完了画面を印刷したもの」等は大切に保管し、その写しを入札に必要な書類一式の一つとしてご提出ください。

ウ 振込手数料

入札参加者の負担となります。

(2) 現金もしくは銀行振出の小切手を福岡県へ直接持参することによる納付

※ 銀行振出の小切手は、福岡手形交換所加盟の金融機関が振り出し、振出日より5日以内のもので、「受取人」は持参人払いとしたものに限ります。

(3) 郵便為替による納付(発行日から起算して175日を経過していないものに限ります。)

<入札保証金の納付期間>

令和6年6月18日(火)~令和6年7月2日(火)(入札受付期間と同じ)

2. 入札保証金の返還

- ・落札者以外の方の入札保証金は、あらかじめその方(入札者)の指定した金融機関の口座への振込により返還いたします。
- ・入札保証金を納付したものの、入札書の提出をしなかった場合は、入札保証金の返還手続きを行います。その場合も、その方(入札保証金納付者)の指定した金融機関の口座への振込により返還いたしますので、県庁総務部財産活用課にご連絡ください。
- ・入札保証金の返還に際しては、入札終了後、約2週間程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・入札保証金には利息は付きまませんので、ご承知おきください。

§ 4 入札に必要な書類について

1. 入札参加申込をされた方には、下記の書類一式(I)を送付いたします。

入札者が個人か法人かで、入札に必要な準備書類が異なりますのでご注意ください。

入札者	I 県が送付する入札に必要な書類一式	II 入札者がご準備する各種証明書
個人	<ul style="list-style-type: none"> ・入札書(2枚 ※ 1枚は予備) ・封筒(入札書用 定形) ・封筒(返信用 定形外) ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書 ・入札結果の公表等に関する同意書 <p>(提出書類チェックリスト)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票抄本(※ 新規交付のもの)
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・入札書(2枚 ※ 1枚は予備) ・封筒(入札書用 定形) ・封筒(返信用 定形外) ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書 <p>(提出書類チェックリスト)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記簿謄本(現在事項全部証明書) ・印鑑証明書(代表者印) <p>※ いずれも新規交付のもの</p>

2. 送付された書類一式（Ⅰ）を確認の上、必要事項を記入・押印していただくとともに、各種証明書（Ⅱ）を取得してください。（※押印する印鑑は入札参加申込に押印したものと同一であること § 1 2 参照）
3. 入札に必要な書類一式（下記）を、県から送られた返信用封筒により、同封のチェック用紙で確認の上、福岡県総務部財産活用課公有財産係宛に、配達（簡易書留郵便等）か直接持参によりご提出ください。

入札者	入札に必要な書類一式
個人	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票抄本 ・入札書（封筒入り ※糊付けを行って、ご提出ください） ・入札保証金の領収書の写し（「振込金受取書」、「ご利用控」等の写し） ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書 ・入札結果の公表等に関する同意書 <p style="text-align: center;">＜共有希望の場合（下記書類も必要となります。）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票抄本（共有者全員分）
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書） ・印鑑証明書（代表者印） ・入札書（封筒入り ※糊付けを行って、ご提出ください） ・入札保証金の領収書の写し（「振込金受取書」、「ご利用控」等の写し） ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書 <p style="text-align: center;">＜共有希望の場合（下記書類も必要となります。）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）（共有者全員分） ・印鑑証明書（共有者全員分）

- ※ 押印する印鑑は、入札参加申込で提出した書類に押印したものと同一であること。（§ 1 2 参照）
法人の場合は、必ず印鑑証明印（代表者印）を押印してください。
- ※ 複数の物件について申込みをされる場合、物件毎に参加申込書が必要になります。
ただし、各種証明書等（住民票・法人登記簿謄本・印鑑証明書・債権者登録申出書）は1通で結構です。申込書にその旨記載してください。
- ※ 入札者の依頼により、入札者以外の方が入札者に代わって入札書を持参する場合は、代理を立てる必要はなく、委任状も必要ありません。
- ※ 必要な書類が提出されない場合、入札にご参加できませんのでご注意ください。
4. 当方にて書類一式を受付しましたら、各入札参加者に「入札受付確認書」を送付いたしますので、保管しておいてください。
5. 開札当日、「入札受付確認書」及び指定された書類をご持参の上、開札会場にお越しください。
（参加は任意）
※詳しくは、「§ 7 開札日時・場所」の＜留意事項＞をご参照ください。

§ 5 入札（※期間入札）について

1. 入札書について

入札書は必ず、福岡県所定の様式を使用し、次の点にご留意ください。なお、本県所定の様式以外のものは無効となります。

- ・入札書の記載方法をよく読んで間違いのないようにお願いします。
- ・一度提出された入札書はその理由のいかんにかかわらず、その取り消し、変更、引き替え、入札後においての見込み違い、誤記、物件の数量に対する異議等があっても一切これを受付いたしません。
- ・また、入札書の提出は一度しか行うことができず、最低売却価格に満たない入札を行った方は失格とします。
- ・複数の物件の入札に参加できますが、入札書は1物件につき1枚しか提出できません。
- ・記名押印を忘れずをお願いします。法人の場合には、代表者印（印鑑証明印）を押印してください。
- ・金額の前に「¥」マークを記入し、算用数字を使用してください。
- ・桁間違いにもご注意ください。
- ・参加者申込書の名義と異なる名義で入札した場合は、無効となりますのでご注意ください。

2. 入札方法について

入札受付期間中に、配達（簡易書留郵便など確実に書類が届く方法）又は持参により入札書（封筒入り）を含む「入札に必要な書類」一式を県庁総務部財産活用課公有財産係に提出してください。（§ 6参照）

3. 入札の無効について

次に該当する入札は無効とします。

- 入札に参加する資格がない者が行なった入札
- 入札参加申込（事前申込）をされていない方による入札
- 同一入札者が同一物件につき2以上の入札をした場合
- 入札保証金が最低売却価格の100分の10の額に達しないもの
- 入札書が福岡県所定の様式以外のもの
- 入札書が所定の場所及び日時に到達しない場合
- 入札書に入札者（共有の場合は共有者全員）の住所、氏名の記入及び押印がなく、入札者が判明できない場合
- 入札書に押印した印鑑が、入札参加申込で提出した書類のものと異なる場合（§ 1 2）
- 未記入、誤字又は脱字により、入札物件を特定できない入札
- 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載がないもの、重複したもの又は明確でないもの
- 法令又は入札に関する条例・規則等に違反した場合

§ 6 入札受付期間・場所

※配達（簡易書留郵便など確実に書類が届く方法）又は持参により入札書類一式を提出してください。

※入札参加申込（事前申込）をされていない方は、入札にご参加できませんので、ご注意ください。

1. 入札受付場所

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部財産活用課公有財産係（福岡県庁 南棟 9階 西側）

2. 入札 受付期間・時間

令和6年6月18日（火）～令和6年7月2日（火）
開庁日の午前9時～午後5時

※ 最終日は、午後5時必着（郵送・持参とも）

<留意事項>

- ・入札受付期間最終日の受付時間を過ぎて到達した入札書は無効となります。
郵送による提出の場合は、早めの時期に特定記録など確実に書類が届く方法によりお送りください。
- ・「開庁日」とは、福岡県の休日を定める条例第1条に規定する休日（土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日～翌年1月3日）を除く日です。

§ 7 開札日時・場所

開札への参加は任意です。開札時において、入札者（代理人を含む。以下同じ。）が開札会場に会場されていない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行います。

1. 開札日（時）

令和6年7月10日（水）、11日（木）（※時刻が物件ごとに異なります。）

2. 開札場所

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部財産活用課内（福岡県庁 南棟 9階 西側）

<留意事項>

開札時の立会い参加は自由ですが、参加にあたっては必要な書類がありますので、ご注意ください。
～開札立会いに必要な書類～

ア 入札者本人が参加される場合

- ・「入札受付確認書」
- ・入札者本人であることを証明する身分証明書（運転免許証等）

イ 代理人が参加する場合

（個人の場合）

- ・「入札受付確認書」
- ・入札者本人から委任を受けた委任状（本人の印鑑は§12のとおり）
- ・委任状の代理人欄に押印した印鑑

（法人の場合）

- ・「入札受付確認書」
- ・代表者から委任を受けた委任状、又は、写真付の社員証等（注1）入札関係者であることが確認できるもの
- ・上記委任状の代理人欄に押印した印鑑

（注1）社員証等に写真がない場合は、官公庁が発行した写真付の身分証明書（運転免許証等）も併せて必要です。

§ 8 落札者の決定方法等

開札日に、物件ごとに開札を行い、落札者を決定いたします。

1. 落札者の決定について

開札の結果、県の最低売却価格以上に達した入札のうち、最高価格の入札を落札とします。

ただし、県の最低売却価格以上に達した入札で最高価格の入札を行った者が、入札参加資格に基づく契約要件を満たすかどうか確認を要する者である場合は、確認に一定の期間（約30日間）を要するため、落札決定後、契約締結を留保します。

契約要件の確認の結果、契約要件を満たすことが確認された場合は、当該落札者と契約締結を行うこととし、契約要件を満たさないことが判明した場合は、当該落札者との契約は行わないこととします。

2. 落札となるべき同一額の入札が2以上の場合

- ・直ちにくじを引いて落札者を決定いたします。（※再入札は行いません。）
- ・該当する入札者が開札会場に会場されていない場合や、くじを引かれぬ方がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引きます。
- ・くじ引き後の落札者についても、契約要件を満たすかどうかを確認するため、契約締結を留保する場合があります。

3. 開札結果について

- ・当日会場にて、開札後ただちに開札結果（落札者名及び落札金額）をお知らせいたします。
- ・開札立会いに不参加の方には、文書（郵送）にて当該入札者に係る結果を通知します。
- ・なお、落札者についてのみ、物件の担当者（県財産活用課職員）から落札した旨及び今後の手続きについて電話でご連絡いたします。
- ・電話による開札結果（＝特定の入札者に係る開札結果）の照会は、参加申込書や入札受付確認書等で本人確認ができた場合にのみ、お答えいたします。

4. 開札後の入札保証金について

入札保証金は落札者を除き、あらかじめ入札者が指定した金融機関の口座への振込により速やかに返還いたします。返還には約2週間程度かかりますので、ご了承ください。

なお、落札者の入札保証金については、契約締結に至った場合には、本人の申出により契約保証金に充当することとします。

§ 9 契約について

1. 契約書について

県HP掲載の県有財産売買契約書（見本）をご確認ください。

※ 印鑑は、必ず入札参加申込に必要な書類及び入札に必要な書類に押印したものと同一のもの

2. 契約締結期限について

落札者は落札決定通知の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に契約書を取り交わさなければなりません。

落札者がこの期間内に契約書を取り交わさないときは、落札は無効となり、入札保証金は返還いたしません。

3. 入札保証金の契約保証金への充当について

既に納めていただいている入札保証金については、本人の申出により契約締結後に契約保証金に充当します。

§ 10 買受代金の支払について

1. 納付方法及び納付期限について

買受代金（次項の契約保証金の充当を行う場合には、契約保証金額を除いた代金）は一括払いとし、県が発行する納入通知書により**契約締結後20日以内**に、県が指定する金融機関に納付しなければなりません。（※契約書に納期限が定められている場合を除く。）

落札者がこの期限までに買受代金を完納しないとき、又は落札者が契約を破棄したときは契約を解除し、契約保証金は返還いたしません。

2. 契約保証金の買受代金の一部への充当について

既に納めていただいている契約保証金については、本人の申出により買受代金の一部に充当します。

§ 11 所有権移転登記および費用負担

1. 所有権移転登記

落札物件の所有権移転登記は、県が買受代金を完納したことを確認した後に、県が登記の手続きを行います。

ただし、共有名義への所有権移転登記を希望する場合は、入札参加申込の際に共有者欄に記入して提出しなければなりません。

なお、落札後に名義人の変更（共有名義への変更含む）をすることはできません。

2. 費用負担

所有権移転登記に要する登録免許税、県有財産売買契約書（落札者提出のもの1部）に貼付する収入印紙（契約金額に応じた額）、その他契約締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。

なお、登記は県が嘱託で行いますので、登記手続きに係る手数料は必要ありません。

§ 12 売却手続きに使用する印鑑（※同一印）について

※ 売却手続きに使用する印鑑は、**全て同一**のものである必要があります。

個人の場合 … 印鑑は印鑑証明印である必要はありませんが、スタンプ式は不可です。

法人の場合 … ※ 必ず、代表者印（**印鑑証明印**）を使用してください。

- ・ 入札参加申込に必要な書類（§ 2 参照）に押印する印鑑
- ・ 入札に必要な書類（§ 4 参照）に押印する印鑑
- ・ 開札参加の委任状の委任者（本人）欄に押印する印鑑
- ・ 売買契約書（§ 9 参照）に押印する印鑑
- ・ 所有権移転登記後に法務局が発行する公的書類を送付した後の受領書に押印する印鑑

§ 13 用途等の制限

1. 公法上の規制等のほか、下記のとおり入札物件の用途の制限を設けております。
また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。
 - 落札者は、県有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません（県有財産売買契約書第6条に記載）。
 - 落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供することはできません。（県有財産売買契約書第6条に記載）
 - 前項の条件に違反した場合には、売買代金の30%の金額を違約金として県に支払わなければなりません。（県有財産売買契約書第9条に記載）
2. 落札者が納期限までに代金の全額を納付しないとき、又は入札時の誓約書の内容が事実と相違することが判明した場合等、落札者の責めに帰すべき理由により県が契約を継続し難いと認めるときは契約解除となります。

§ 14 その他の注意事項

1. 物件の引き渡しは現状のままとします。
※ 物件にフェンス・ブロック塀等がある場合も、撤去等はいたしません。
2. 現地説明会に参加されていない方も入札に参加できますが、現地説明会における各種説明事項について既に了知されているものとみなします。
3. 収集した個人情報については、お申込があった物件に係る業務についてのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。
ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供します。
4. 開札結果（落札・不調）は、県のホームページで公表します。公表は、すべての入札物件を開札した後行うため、公表までに日数を要する場合があります。
5. 入札結果（「開札結果（落札・不調）」、「応札者数」、「落札者の別（法人・個人）」及び「落札額」）について第三者から電話等により問い合わせがあった場合は、情報提供を行います。ただし、落札者が個人の場合は、「落札者の別（法人・個人）」及び「落札額」は情報提供することについて落札者の同意が得られた場合のみ情報提供します。
このほか、落札者が法人の場合は、落札者の「所在地」及び「名称」についても、問い合わせに対して情報提供を行います。

§ 15 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

福岡県総務部財産活用課公有財産係
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁 南棟 9階 西側）

092-643-3088（ダイヤルイン直通電話）

問い合わせ先

福岡県総務部財産活用課公有財産係

(県庁南棟9階西側)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

{直通} 092-643-3088

{代表} 092-651-1111

(内線) 2377、2378